

富士市ブランドメッセージ大作戦の推進に係る
既存ロゴマークの使用に関する基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、地域参画総量を増やし、「いただきへの、はじまり 富士市」を目指す活動戦略である富士市ブランドメッセージ大作戦の推進に当たり、富士市が付与する既存ロゴマークの使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（種類）

第2条 富士市ブランドメッセージ大作戦に係る既存ロゴマークの種類は以下のものとする。

- （1）ブランドメッセージ・ロゴマークA（メインコピーのみ）
- （2）ブランドメッセージ・ロゴマークB（メインコピー・ボディコピー）
- （3）ブランドメッセージ・魅力発信ロゴマーク（15種類）

（対象者）

第3条 既存ロゴマークの使用許可の申請を行うことができるものは、富士市ブランドメッセージ大作戦の趣旨に賛同する法人、団体、個人とする。

（使用許可の申請）

第4条 既存ロゴマークの使用を希望するものは、既存ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）を富士市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

（既存ロゴマークの付与及び使用の許可）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請について適当と認めるときは、既存ロゴマークの付与及び使用の許可を決定し、既存ロゴマーク決定通知兼使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、既存ロゴマークの付与及び使用に関し、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用許可の制限）

第6条 市長は、既存ロゴマークの使用が次の各号の一に該当する場合は、既存ロゴマークを付与せず、又は使用を許可しない。

- （1）選挙活動又は宗教活動に使用するとき。
- （2）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （3）その他市長が適当でないと認めるとき。

（遵守事項）

第7条 既存ロゴマークの付与及び使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、既存ロゴマークを活用して作成した製作物を商標登録しないことを遵守するものとする。

（使用状況報告）

第8条 使用者は、既存ロゴマークの使用状況について、ロゴマーク使用状況報告書（様式第3号）により、適宜市長に報告するものとする。

(使用許可の取消)

第9条 市長は既存ロゴマークの使用に関して、不適切な使用を行っていると判断する場合は使用許可を取り消すことができる。

(使用料)

第10条 既存ロゴマークのデータに係る使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 既存ロゴマークを活用して作成した製作物の使用に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、既存ロゴマークの使用に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則 この基準は平成30年4月1日から施行する。